

東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則

平成15年9月29日

東京都板橋区教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、天津わかしお学校を除く板橋区立小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）の就学事務に関して、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号、以下「施行令」という。）第5条第2項に定める就学指定、施行令第8条に定める就学指定の変更及び施行令第9条に定める区域外就学に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、学校教育法（昭和22年法第26号）及び施行令において使用する用語の例による。

2 次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学区域 区立学校ごとに定めた区域をいい、別表第1、2のとおりとする。
- (2) 受入可能数 施設状況や将来の人口予測等を考慮して教育委員会が定めるもので、各学校が新たに児童等を受け入れることができる人数をいう。
- (3) 調整区域 通学区域を変更した区域で、教育委員会が別に指定した区域をいう。

(学校選択)

第3条 次に掲げる就学予定者の保護者は、施行令第5条第2項の規定に基づく就学すべき学校の指定（以下「就学指定」という。）を受ける前に、就学を希望する学校を、小学校にあっては別表第3に定める隣接校（以下「隣接校」という。）から、中学校にあっては全ての区立学校から選択すること（以下「学校選択」という。）ができる。

- (1) 10月1日に、板橋区内に住所を有する就学予定者
- (2) 教育委員会が別に指定する期日までに、板橋区内に転入した就学予定者
- (3) その他教育長が特に必要と認めた者

2 保護者が学校選択を行う場合は、教育長が別に定める書面を教育委員会に提出することにより行うものとする。ただし、就学予定者の住所が属する通学区域内の区立学校（以下「通学区域校」という。）を選択する場合は、提出を省略することができる。

3 教育委員会は、提出期間内に保護者から書面が提出されない場合、通学区域校を選択したものとみなす。

(就学指定)

第4条 保護者が通学区域校を選択した場合は、教育委員会は、通学区域校を就学予定者の就学すべき区立学校として指定する。

2 保護者が隣接校又は通学区域外の区立学校を選択した場合において、選択した者の数（以下「選択者数」という。）が受入可能数から前項の通学区域校の選択者数を控除した数（以下「受入可能残数」という。）以下のときは、教育委員会は、選択した区立学校（以下「選択校」という。）を就学予定者の就学すべき区立学校として指定する。

3 保護者が隣接校又は通学区域外の区立学校を選択した場合において、教育委員会は、選択者数が受入可能残数を超えるときは、原則として抽選を行い、当選した者については選択校を、落選した者については通学区域校を就学予定者の就学すべき区立学校として指定する。

4 隣接校を選択した者又は通学区域外の区立学校を選択した者のうち、兄弟が当該選択校に翌年度在学予定の場合、前項の規定にかかわらず、抽選を経ずに選択校を就学予定者の就学すべき区立学校として指定する。ただし、兄弟が当該選択校に翌年度在学する予定の者の数が受け入れ可能残数を超える場合は、前項の規定を準用する。

5 第2条第2項第3号に定める調整区域に住所を有する者で、当該調整区域における通学区域変更前に定めのある区立学校を選択した者は、第3項の規定にかかわらず、抽選を経ずに選択校を就学予定者の就学すべき区立学校として指定する。ただし、前項の規定による区立学校の指定後において、当該調整区域における通学区域変更前に定めのある区立学校選択者数が受入可能数を超える場合は、第3項の規定を準用する。

(公開抽選)

第5条 前条第3項（同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の抽選は区立学校毎に公開で行い、対象者全員を抽選結果に基づいて順位づけし、上位の者から受入可能残数に達するまでの者を当選者とする。

2 落選した者については、教育委員会が別に定める期日まで補欠として登録し、上位の者から入学辞退者数に応じて繰り上げて当選者とする。

(情報の提供)

第6条 教育委員会は、学校選択に必要な情報の提供に努めなければならない。

(転入者等の就学指定)

第7条 第3条第1項第2号に定める日以降に転入した就学予定者又は施行令第6条に掲げる者が就学指定を受ける場合は、第3条から前条までの規定を準用するものとする。

(就学予定者に係る就学指定校の変更)

第8条 就学指定を行った日から入学期日までに、次の各号のいずれかに該当する就学予定者の保護者が、就学指定校の変更を申し出た場合は、教育委員会は、施行令第8条の規定に基づき、就学指定校を受入可能数が就学予定者数を上回る区立学校（以下「受入可能校」という。）に変更することができる。

- (1) 第5条第2項の規定により補欠として登録された者
- (2) 転居し又は転居予定である者
- (3) その他教育長が特に必要と認めた者

(就学予定者以外の者に係る就学指定校の変更)

第9条 次の各号のいずれかに該当する区立学校に就学している児童等の保護者が、就学指定校の変更を申し出たときは、教育委員会は、施行令第8条の規定に基づき、その指定を変更することができる。

- (1) 健康上の理由がある場合
- (2) 住所地と居住地が異なる場合
- (3) 転居し又は転居予定である場合
- (4) 教育的な配慮を必要とする場合

(区域外就学の承諾)

第10条 次の各号のいずれかに該当する板橋区外に住所を有する児童等の保護者が、受入可能な区立学校への就学を希望したときは、教育委員会は、当該区立学校への就学を承諾することができる。

- (1) 翌年度の初めから、受入可能校の第一学年に入学を希望する場合
- (2) 現に児童等が、区立学校に在学している場合
- (3) 教育的配慮を必要とする場合
- (4) その他教育長が特に必要と認めた場合

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第9条並びに第7条及び第10条の規定中、就学予定者以外の者に係る部分については、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の規定（別表第1を除く。）は、就学予定者が平成24年4月1日以後に就学する場合について適用し、同日前に就学する場合については、なお従前の例による。
- 3 平成24年3月31日までの間に通学区域外の区立学校（小学校に限る。）を就学すべき区立学校として指定された者であって、同年4月1日以後も引き続き当該区立学校に在学する予定の者を兄弟とする就学予定者については、平成29年3月31日までの間に限り、兄弟在学学校を選択することができる。